

情報ひろば 9月

福祉

地域包括ケア推進課からのお知らせ

凡例 時=日時 所=場所 容=内容 対=対象 条=条件 員=定員 数=数量 額=支給・助成額など 料=料金
募=募集期間・方法 受=受付 持=持参するもの 問=問い合わせ先

0857-20-3453(①)
0857-20-3449(②・③)
0857-20-3404

各総合支所市民福祉課(12ページ)
各地域包括支援センター(12ページ)
【①高齢者への日常生活用具購入費助成】
② 次の3つの条件全てに該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成します。 ③ 対象者：●おむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者 ●認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人 ●市民税が非課税の世帯 ▼対象品目：電磁調理器(1台)、自動消火器(2台まで)のどちらか1品目 ④ 電磁調理器(助成対象額3万円まで)、自動消火器(助成対象額2万円まで)の助成対象額のうち、10分の9に相当する額 ※申請

には印鑑と領収書(購入日、対象者および販売店舗名の記入されたもの)が必要。

【②鳥取市認知症フォーラム】

時 9月23日(土・祝) 13:00~16:00
所 ささなか会館(富安二丁目)
容 認知症を予防し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざして▽講演：「聞こう！知ろう！認知症予防の最新情報」 講師：朝田隆さん(メモリークリニックお茶の水院長) マークシヨップ：地域での認知症予防の取り組み、介護家族の思い他 ▼認知症何でも相談コーナー：認知症カフェ体験 料 無料

【③認知症介護家族の集い】毎月第2金曜日開催】

時 9月8日(金) 10:00~12:00
所 ささなか会館 容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場 料 無料
認知症に関する相談は各地域包括支援センターおよび次の各センターでも受けています。

認知症コールセンター(認知症の人と家族の会鳥取県支部)
毎週月~金 10:00~18:00
0859-37-6611

認知症疾患医療センター(渡辺病院)
0857-39-1151

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

0857-20-3257
0857-20-3048

響け！殿ダム野外音楽祭

時 9月17日(日) 11:00~15:00
※雨天中止 所 殿ダム記念広場(国府町殿) 容 鳥取市内外で活動する団体による演奏や合唱、傘踊りなど 料 無料

成器地区公民館

0857-58-0806
0857-58-0808

最新！省エネルギーセミナー

時 9月20日(水) 13:30~16:00
所 ささなか会館5階大会議室 容 省エネ機器更新事例など、省エネの推進

時 9月20日(水) 10:00~12:00
所 駅南庁舎第一会議室 容 家族介護者または介護に関心のある人 容 介護者同士の意見交換・情報交換会 料 200円 募 9月15日(金)まで 問 スマイル・スマイル事務局(地域包括ケア推進課)

0857-20-3449
0857-20-3404

障がい福祉課からのお知らせ

問 駅南庁舎障がい福祉課
0857-20-3475
0857-20-3406
各総合支所市民福祉課(12ページ)
【障がい者(児)への補装具の購入・修理費助成】
容 身体の障がいや補装具のための盲人安全杖、義眼、義手、義足、車椅子などの補装具の購入・修理費用 ② 身体障害者手帳をお持ちの人、難病などの診断を受けている人 ③ 判定された補装具の購入・修理にかかる基準額の9割を助成 ※所得に応じて負担上限額あり

【障がい者(児)への日常生活用具の購入費助成】
容 在宅で重度の障がいのある人に対し、安全に日常生活を送るための盲人用時計・特殊マットなどの生活用具の購入費用を助成 ※障がいの種類・等級により、給付できる品目は限られます。 ④ 購入額の10分の9を助成 ※基準額を超えた部分は自己負担

【障がい者(児)への日常生活用具の購入費助成】
容 在宅で重度の障がいのある人に対し、安全に日常生活を送るための盲人用時計・特殊マットなどの生活用具の購入費用を助成 ※障がいの種類・等級により、給付できる品目は限られます。 ④ 購入額の10分の9を助成 ※基準額を超えた部分は自己負担

【障がい者(児)への日常生活用具の購入費助成】
容 在宅で重度の障がいのある人に対し、安全に日常生活を送るための盲人用時計・特殊マットなどの生活用具の購入費用を助成 ※障がいの種類・等級により、給付できる品目は限られます。 ④ 購入額の10分の9を助成 ※基準額を超えた部分は自己負担

お知らせ

ご存じですか 屋外広告物のルール
9月1日~10日は屋外広告物適正化旬間

国土交通省では、「屋外広告物適正化旬間」を設定し、企業や国民に対して意識啓発を図る機会としています。鳥取市も、良好な景観の形成と公衆に対する危害の防止を目的に、広告物の設置についての基準を定めています。屋外広告物を設置している人や、設置場所を提供している人は、適正な広告物の管理にご協力をお願いします。

問 本庁舎都市環境課

0857-20-3271
0857-20-3048

秋の砂丘二斉清掃

時 9月10日(日) 9:15~10:30
※荒天中止。実施の有無は、当日7:00に本市公式ホームページに掲載 ※駐車場が不足しています。乗り合わせや公共交通機関をご利用など、台数削減にご協力をお願いします。

所 集合場所：砂丘市営駐車場奥砂丘入口(木製階段を上ったところ) またはオアシス広場

問 鳥取砂丘美化運動協議会(本庁舎協働推進課内)

0857-20-3182
0857-21-1594

●飲酒運転の根絶
問 鳥取市交通安全対策協議会(本庁舎協働推進課内)
0857-20-3182
0857-21-1594

ふるさとの映像を見る会

容 ふるさとに関する昔なつかしの映像を上映 上映予定：(1)鳥取大火(昭和57年制作) (2)清州市との友好交流(平成2年制作) 時 9月21日(木) 10:00~14:00 所 鳥取市文化センター3階 視聴覚ライブラリー 料 無料 事前申込み不要

問 鳥取市文化センター
0857-27-5181
0857-27-5154

国民健康保険の保険証を更新します



現在お使いの国民健康保険の保険証は、有効期限が平成29年9月30日までとなっています。

新しい保険証は9月中旬に、世帯主宛に簡易書留郵便で加入者全員分をまとめて郵送します(注)。新しい保険証が届きましたら、保険証の記載事項に誤りがないか確認してください。

配達時にご不在で、不在票が入っていた場合には、郵便局で直接お受け取りになるか、郵便局保管期間内に再配達をご依頼ください。保管期間経過後は保険年金課でお預りしています。なお、旧保険証は10月以降に破棄していただきますようお願いいたします。

また、保険証のカードケースが必要な人は、保険年金課または各総合支所の窓口でお受け取りください。

(注)平成28年度分までの保険料に未納がある世帯には、新しい保険証を郵送しません。更新の手続きは、駅南庁舎徴収課で納付相談をしてから保険年金課へお越しいただくか、各総合支所市民福祉課へお越しください。

※国保以外の健康保険に加入された人は、新しい保険証(加入者全員分)と国民健康保険証、本人確認書類、マイナンバー(通知)カード、印鑑を持参のうえ、問い合わせ先に届け出てください。

※世帯の変更(転居、転出など)がある場合も届け出をお願いします。

問 駅南庁舎保険年金課
0857-20-3482・3485 0857-20-3407
各総合支所市民福祉課(12ページ)

お届けします! ふるさと鳥取の味

四季折々の鳥取の新鮮な野菜や果物、日本海の香りのする海産物、手づくりの加工品などを詰め合わせた「とっとりふるさと宅配便」の申し込みを受け付けています。年3回お届けします。

ただいま 10月便を受付中です。
料金 1個当たり5000円(送料・税込み)

お届け時期	お届けする品物
10月便 10月6日(金) ※送付予定 申込締切 9月22日(金)	干しエテカレイ・新米(こしひかり)・鳥取県産牛バラ焼肉用・輝太郎(柿)・新しょうが・焼肉のたれ・梨ジャム・白ネギ乾燥・もち菓子(9品)

※お届けする品物は天候などにより、変更になる場合があります。

問 トトリ・アフトピア協会(第二庁舎農業振興課内)
0857-20-3237